



山形県公報

平成28年12月27日 (火)

号 外 (40)

目 次

条 例

- 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人 事 課) … 6
- 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例…………… (同) … 8
- 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例…………… (同) … 9
- 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例…………… (同) … 同
- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) … 42
- やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例…………… (税 政 課) … 45
- 山形県誰もがががんを知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例… (健康長寿推進課) … 同
- 山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例…………… (林業振興課) … 49

この号で公布された条例のあらまし

◇ 職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例 (県条例第54号) (人事課)

1 職員の勤務時間に関する条例の一部改正

任命権者は、要介護者を介護する職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、正規の勤務時間を超えて勤務をさせてはならないこととした。

2 職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正

(1) 介護休暇の期間を、職員が要介護者の介護をするため、任命権者が、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において必要と認められる期間とすることとした。(第9条の2第1項及び第2項関係)

(2) 介護時間

イ 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に介護時間を与えることとした。(第9条の3第1項関係)

ロ 介護時間は、イの期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とすることとした。(第9条の3第2項関係)

ハ 介護時間については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額することとした。(第9条の3第3項関係)

3 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正

学校職員について、職員の勤務時間に関する条例の適用を受ける職員に係る1による措置及び職員の休日及び休暇に関する条例の適用を受ける職員に係る2による措置と同様の措置を講

ずることとした。

4 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員について、職員の勤務時間に関する条例の適用を受ける職員に係る1による措置及び職員の休日及び休暇に関する条例の適用を受ける職員に係る2による措置と同様の措置を講ずることとした。

5 山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正

介護時間を与えられている職員等に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該介護時間の期間を減じた時間を超えない範囲内で行うこととした。

6 この条例は、平成29年1月1日から施行することとした。

◇ 山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（県条例第55号）（人事課）

1 65歳に達した日以後新たに職員となった者が退職の日後失業している場合に、雇用保険法に基づく高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給することとした。（第11条第5項及び第6項関係）

2 雇用保険法に基づく求職活動支援費に相当する退職手当を創設することとした。（第11条第8項関係）

3 1の退職手当の支給対象となる者が一定の求職活動等を行った場合に、2の退職手当のほか、雇用保険法に基づく就業促進手当及び移転費に相当する退職手当を支給することとした。（改正後の第11条第12項関係）

4 この条例は、平成29年1月1日から施行することとした。

◇ 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（県条例第56号）（人事課）

1 議会の議員及び知事等に対して6月に支給する期末手当の支給割合を100分の152.5に、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の162.5に、それぞれ引き上げることとした。（第2条第5項及び第3条第3項関係）

2 議会の議員及び知事等に対して平成28年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の165に引き上げることとした。（附則第6項関係）

3 その他

(1) この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。ただし、2の改正は、公布の日から施行することとした。

(2) 2に関する改正規定による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用することとした。

◇ 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第57号）（人事課）

1 山形県職員等の給与に関する条例の一部改正

(1) 給料表の改定

全給料表の給料月額を改定することとした。（別表第1～別表第6関係）

(2) 諸手当の改定

イ 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける職員等に対する支給月額の限度額を413,800円に引き上げるとともに、同表以外の給料表の適用を受ける職員等のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員等に対する支給月額の限度額を50,600円に引き上げることとした。（第9条の2第1項第1号及び第2号関係）

ロ 扶養手当

(イ) 行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が9級であるもの及びこれに相当する職員等（以下「行政9級職員等」という。）に対しては、子以外の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととした。（第11条第1項関係）

- (ロ) 扶養親族たる配偶者に係る扶養手当の支給月額を1人につき6,500円に引き下げるとともに、扶養親族たる子に係る扶養手当の支給月額を1人につき10,000円に引き上げることとした。（第11条第3項関係）
- (ハ) 行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が8級であるもの及びこれに相当する職員等に対しては、子以外の扶養親族に係る扶養手当の支給月額を1人につき3,500円に引き下げることとした。（第11条第3項関係）
- ハ 勤勉手当
 - (イ) 支給割合を100分の82.5（特定幹部職員にあっては、100分の102.5）に引き上げることとした。（第21条第2項第1号関係）
 - (ロ) 平成28年12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の87.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）に引き上げることとした。（改正条例附則第3項関係）
- 2 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
 - (1) 行政9級職員等に相当する職員に対しては、子以外の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととした。（第7条第1項関係）
 - (2) 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当の合計額を減額した給与を支給することとした。（第19条第2項関係）
- 3 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
 - (1) 行政9級職員等に相当する職員に対しては、子以外の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととした。（第7条第1項関係）
 - (2) 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当の合計額を減額した給与を支給することとした。（第24条第2項関係）
- 4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 - (1) 給料表の改定
 - 特定任期付職員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（第4条第1項関係）
 - (2) 期末手当の改定
 - イ 支給割合を100分の157.5に引き上げることとした。（第5条第2項関係）
 - ロ 平成28年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の160に引き上げることとした。（改正条例附則第4項関係）
- 5 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正
 - (1) 給料表の改定
 - 任期付研究員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（第5条関係）
 - (2) 期末手当の改定
 - イ 支給割合を100分の157.5に引き上げることとした。（第6条第2項関係）
 - ロ 平成28年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の160に引き上げることとした。（改正条例附則第5項関係）
- 6 その他
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行することとした。
 - イ 2の(2)及び3の(2)の改正 平成29年1月1日
 - ロ 1の(2)のロ及びハの(イ)、2の(1)、3の(1)、4の(2)のイ並びに5の(2)のイの改正 平成29年4月1日
 - (2) 1の(1)並びに(2)のイ及びハの(ロ)に関する改正規定による改正後の山形県職員等の給与に関する条例の規定、4の(1)及び(2)のロに関する改正規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定並びに5の(1)及び(2)のロに関する改正規定による改正後

の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用することとした。

(3) 平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する規定の適用の特例について規定することとした。（改正条例附則第8項～第10項関係）

◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例（県条例第58号）（財政課）

1 次に掲げる手数料の額を改定することとした。（第2条第2項第1号～第2号、第8号、第10号及び第12号関係）

運転免許試験手数料、検査手数料、再試験手数料、技能検定員審査手数料、教習指導員審査手数料及び講習手数料

2 パーキング・メーター作動手数を廃止することとした。（第2条第1項第455号及び別表関係）

3 介護保険法に規定する研修事務を指定研修実施機関に行わせることとした場合における介護支援専門員再研修手数料及び介護支援専門員更新研修手数料は、当該機関に納めるものとし、当該機関に納められた手数料は、その収入とすることとした。（第3条第9項関係）

4 この条例は、平成29年3月12日から施行することとした。ただし、3の改正は公布の日から、2の改正は同月1日から施行することとした。

◇ やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例（県条例第59号）（税政課）

この条例の施行後5年を目途としてやまがた緑環境税条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、同条例の規定について検討を加えることとした。

◇ 山形県誰もががんと知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例（県条例第60号）（健康長寿推進課）

1 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命や健康にとって重大な脅威となっていることに鑑み、がん対策に関し、県の責務並びに市町村、保健医療福祉関係者、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、もって、県民が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）

2 県の責務並びに市町村、保健医療福祉関係者、県民及び事業者の役割について定めることとした。（第2条～第6条関係）

3 がん対策の推進に関する基本的施策について、次のとおり定めることとした。（第7条～第20条関係）

(1) がんの予防及び早期発見の推進

(2) 健康的な食生活の推進

(3) 教育の推進

(4) 女性特有のがんに係る対策の推進

(5) がん医療の充実

(6) 緩和ケアの充実

(7) 在宅医療等の推進

(8) がんに関する情報の収集及び提供

(9) がん患者等への相談支援体制の整備等

(10) 就労の支援

(11) 学業と治療との両立

(12) がん登録の推進

(13) がんに係る研究の推進

(14) 県民運動の推進

4 県は、がん対策に関する総合的な施策を策定し、計画的に推進するため、体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第21条関係）

5 県は、がん対策の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努め

ることとした。（第22条関係）

◇ 山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例（県条例第61号）（林業振興課）

- 1 この条例は、本県の豊かな森林資源を活用した地域の活性化に関し、基本理念を定め、県、森林所有者、林業事業者及び木材産業事業者の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定め、県民の総参加による森林資源の活用を推進することにより、林業及び木材産業の振興並びに森林の保全を図り、もって雇用を創出し、地域を活性化することを目的とすることとした。（第1条関係）
- 2 本県の豊かな森林資源を活用した地域の活性化に関する基本理念を定めることとした。（第3条関係）
- 3 県、森林所有者、林業事業者及び木材産業事業者の責務並びに県民及び事業者の役割について定めることとした。（第4条～第8条関係）
- 4 県は、豊かな森林資源を活用した地域の活性化に関する施策を推進するため、国、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、観光関係事業者等その他の関係者が、意見を交換し、及び相互に協力するための体制を整備することとした。（第9条関係）
- 5 県は、豊かな森林資源を活用した地域の活性化に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとした。（第10条関係）
- 6 林業及び木材産業の振興に関する施策等について、次のとおり定めることとした。（第11条～第18条関係）
 - (1) 県産木材の安定供給の推進
 - (2) 再造林の推進
 - (3) 県産木材の加工流通体制の強化
 - (4) 県産木材の率先利用
 - (5) 未利用間伐材等の有効利用の促進
 - (6) 研究開発の推進等
 - (7) 人材の育成
 - (8) 林工連携等の推進
- 7 森林資源の活用の促進に関する施策について、次のとおり定めることとした。（第19条～第22条関係）
 - (1) 特用林産物の振興等
 - (2) 魅力ある地域づくりの促進
 - (3) 森林環境教育の推進
 - (4) 参加意識の醸成

条 例

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第54号

職員の勤務時間に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「前項中」を「前2項中」に改める。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和26年12月県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「職員が」を「職員が要介護者（」に、「もの」を「ものをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）」に、「ため、」を「ため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）内において」に改め、同条第2項中「同項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第9条の3 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に介護時間を与える。

2 前項の休暇は、同項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

（山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、「前項中」を「前2項中」に改める。

第16条の2第1項中「配偶者（」を「要介護者（配偶者（」に、「もの」を「ものをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）」に、「ため、」を「ため、県教育委員会又はその委任を受けた者が、県教育委員会が県人事委員会と協議して定めるところにより、当該学校職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）内において」に改め、同条第2項中「同項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の3 県教育委員会又はその委任を受けた者は、学校職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該学校職員に介護時間を与える。

2 前項の休暇は、同項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年12月県条例第94号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「並びに第16条第1項」を「、第16条第1項並びに第16条の3第1項」に改める。

（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「又は」を「若しくは」に、「職員等」を「職員等又は職員休日休暇条例第9条の3第1項若しくは県立学校職員勤務時間等条例第16条の3第1項（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の規定により介護時間を与えられている職員等」に、「休暇の」を「育児のための休暇又は当該介護時間の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正前の職員の休日及び休暇に関する条例第9条の2第1項の規定により介護休暇を与えられていた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第2条の規定による改正後の職員の休日及び休暇に関する条例第9条の2第1項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

3 前項の規定は、第3条の規定による改正前の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第16条の2第1項の規定により介護休暇を与えられていた学校職員であって、施行日において初日から起算して6月を経過していないものについて準用する。この場合において、前項中「第2条の規定による改正後の職員の休日及び休暇に関する条例第9条の2第1項」とあるのは「第3条の規定による改正後の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第16条の2第1項」と、「任命権者は、人事委員会規則の」とあるのは「県教育委員会又はその委任を受けた者は、県教育委員会が県人事委員会と協議して」と、「当該職員」とあるのは「当該学校職員」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第4条の規定による改正前の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条において準用する第3条の規定による改正前の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第16条の2第1項の規定により介護休暇を与えられていた市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する学校職員であって、施行日において初日から起算して6月を経過していないものについて準用する。この場合において、第2項中「第2条の規定による改正後の職員の休日及び休暇に関する条例第9条の2第1項」とあるのは「第4条の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法に規定する学

校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条において準用する第3条の規定による改正後の山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第16条の2第1項」と、「任命権者は、人事委員会規則の」とあるのは「市町村教育委員会又はその委任を受けた者は、県教育委員会が県人事委員会と協議して」と、「当該職員」とあるのは「当該学校職員」と読み替えるものとする。

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第55号

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第8項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第11条中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 第8項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第8項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員（退職した山形県職員等に対する退職手当支給条例（以下「退職手当条例」という。）第2条第2項に規定する職員（同項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた県の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、改正後の退職手当条例（以下「新条例」という。）第11条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における退職手当条例第8条第1項の規定の適用については、同項中「月数」とあるのは、「月数（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日前の在職期間を有する者にあつては、同日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が同法の施行の日前である場合にあつては、零）」とする。

3 新条例第11条第8項（第6号に係る部分に限り、同条第12項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、改正前の退職手当条例（以下「旧条例」という。）第11条第8項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に同条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第11条第5項又は第6

項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 4 新条例第11条第12項において準用する同条第8項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する退職手当条例第11条第8項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第11条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第11条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する退職手当条例第11条第8項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第56号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（昭和31年9月県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の150」を「100分の152.5」に、「100分の160」を「100分の162.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 6 平成28年12月に支給する期末手当に関する第2条第5項及び第3条第3項の規定の適用については、第2条第5項ただし書及び第3条第3項ただし書中「100分の160」とあるのは、「100分の165」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例（以下「新条例」という。）附則第6項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第57号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「413,300円」を「413,800円」に改め、同項第2号中「50,500円」を「50,600円」に改める。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員等（以下「行政9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

第11条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第11条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員等（以下「行政8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第12条第1項中「がある場合又は職員等に次の各号の一に該当する」を「（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員等に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員等となつた者に扶養親族がある場合又は職員等に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員等に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「場合」を「場合（行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」に改め、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に、「たる」を「としての」に、「場合を」を「場合及び行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合を」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「がある」を「（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある」に、「なつた日、扶養親族がない職員等に前項第1号」を「なつた日、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員等に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員等が行政9級職員等以外の職員等となつた日、職員等に扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員等に同項第1号」に、「生じた場合において」を「生じたとき」に、「死亡した日」を「死亡した日、行政9級職員等以外の職員等から行政9級職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員等に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員等が行政9級職員等となつた日」に、「で同項」を「（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項」に、「すべて」を「全て」に、「たる」を「としての」に改め、同条第3項中「これを受けている職員等に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員等の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員等について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員等の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員等に更に第1項第1号」を「第1号又は第3号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員等で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員等のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員等が配偶者のない職員等となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額

の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員等に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員等の扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行政9級職員等が行政9級職員等以外の職員等となつた場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政8級職員等が行政8級職員等及び行政9級職員等以外の職員等となつた場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員等で行政9級職員等以外のものが行政9級職員等となつた場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員等で行政8級職員等及び行政9級職員等以外のものが行政8級職員等となつた場合
- (7) 職員等の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第21条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の77.5」を「100分の82.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の40」に、「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

附則第22項中「100分の1.1625」を「100分の1.2375」に、「100分の1.4625」を「100分の1.5375」に、「100分の77.5」を「100分の82.5」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1

行政職給料表

職員等の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,700	195,900	233,000	266,900	293,500	324,800	370,000	416,500	467,900
	2	145,800	197,800	234,600	268,900	295,800	327,000	372,600	419,000	471,100
	3	147,100	199,600	236,100	270,700	298,100	329,400	375,100	421,500	474,200
	4	148,200	201,500	237,700	272,800	300,300	331,600	377,800	424,000	477,200
	5	149,300	203,100	239,300	274,700	302,300	333,900	379,800	425,900	480,200
	6	150,500	205,000	241,000	276,600	304,600	336,000	382,400	428,300	483,300
	7	151,600	206,800	242,500	278,600	307,000	338,200	384,800	430,400	486,400
	8	152,700	208,700	244,100	280,700	309,200	340,500	387,300	432,700	489,500
	9	153,800	210,400	245,700	282,900	311,400	342,600	389,900	434,700	492,300
	10	155,300	212,200	247,200	284,900	313,700	344,900	392,600	436,900	495,500
	11	156,600	214,100	248,800	287,100	316,000	347,000	395,300	439,000	498,600
	12	157,900	215,900	250,300	289,100	318,300	349,200	398,100	441,200	501,700
	13	159,300	217,400	251,800	291,200	320,500	351,200	400,500	442,900	504,500
	14	160,800	219,200	253,300	293,300	322,600	353,300	402,900	444,700	506,900
	15	162,300	220,900	254,700	295,400	324,900	355,400	405,100	446,700	509,200
	16	164,000	222,800	256,100	297,400	327,000	357,400	407,600	448,800	511,500
	17	165,300	224,500	257,700	299,500	329,200	359,200	409,400	450,700	513,600
	18	166,800	226,200	259,400	301,500	331,200	361,300	411,500	452,600	515,100
	19	168,300	227,800	261,100	303,700	333,400	363,200	413,400	454,400	516,600
	20	169,800	229,400	262,900	305,700	335,400	365,100	415,300	456,100	518,100
	21	171,300	231,000	264,600	307,700	337,400	367,100	417,200	457,900	519,300
	22	174,000	232,700	266,400	309,800	339,500	369,100	419,100	459,400	520,800
	23	176,700	234,400	268,100	311,900	341,600	371,100	420,900	460,900	522,300
	24	179,400	236,000	269,900	314,000	343,700	373,100	422,800	462,400	523,800
	25	182,100	237,400	271,900	315,900	345,300	375,100	424,700	463,800	524,900
	26	183,900	238,900	273,900	318,000	347,200	377,000	426,200	465,200	526,100
	27	185,600	240,400	275,700	320,200	349,200	379,100	427,800	466,500	527,300
	28	187,300	241,700	277,600	322,200	351,100	381,100	429,400	467,700	528,500
	29	188,900	243,000	279,300	324,200	352,900	382,700	431,000	468,700	529,600
	30	190,700	244,200	281,200	326,200	354,800	384,500	432,300	469,500	530,500
	31	192,600	245,300	283,200	328,400	356,800	386,400	433,600	470,300	531,400
	32	194,300	246,500	284,900	330,500	358,600	388,000	434,800	471,000	532,300
	33	195,900	247,800	286,700	332,000	360,600	389,900	436,000	471,700	533,100
	34	197,500	249,100	288,600	334,000	362,400	391,300	437,300	472,500	534,000
	35	199,000	250,300	290,500	336,000	364,200	392,800	438,600	473,300	534,700
	36	200,600	251,500	292,400	338,100	366,000	394,500	439,900	473,900	535,200
	37	201,900	252,500	294,000	340,100	367,400	395,900	441,100	474,400	536,000
	38	203,200	254,000	295,700	342,000	368,700	397,100	441,900	475,000	536,600
	39	204,600	255,400	297,500	344,100	370,200	398,400	442,700	475,600	537,400

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	40	205,900	257,000	299,400	346,000	371,600	399,500	443,500	476,200	538,000
	41	207,200	258,400	301,100	348,000	372,900	400,600	444,200	476,700	538,500
	42	208,600	259,700	302,900	349,900	373,800	401,800	444,900	477,200	
	43	209,900	261,200	304,600	351,700	374,900	403,100	445,600	477,700	
	44	211,200	262,500	306,200	353,700	376,000	404,200	446,300	478,000	
	45	212,400	263,700	307,900	355,200	376,800	404,900	447,100	478,300	
	46	213,800	265,100	309,600	356,700	377,800	405,600	447,900		
	47	215,100	266,500	311,300	358,200	378,700	406,300	448,400		
	48	216,400	267,800	313,000	359,700	379,600	407,100	449,100		
	49	217,600	269,200	314,100	361,400	380,500	407,700	449,600		
	50	218,700	270,300	315,700	362,200	381,400	408,300	450,000		
	51	219,600	271,600	317,200	363,400	382,200	408,800	450,400		
	52	220,700	272,900	318,900	364,400	383,000	409,200	450,800		
	53	221,900	274,000	320,500	365,400	383,700	409,600	451,200		
	54	222,900	275,100	322,100	366,500	384,400	409,900	451,600		
	55	223,800	276,400	323,800	367,400	385,100	410,200	452,000		
	56	224,800	277,800	325,300	368,500	385,900	410,500	452,400		
	57	225,500	278,900	326,800	369,400	386,400	410,800	452,700		
	58	226,400	279,900	328,100	370,100	387,000	411,100	453,100		
	59	227,300	281,000	329,300	370,800	387,600	411,400	453,400		
	60	228,200	282,100	330,500	371,500	388,300	411,700	453,700		
	61	228,900	283,300	331,300	371,900	388,700	412,000	454,000		
	62	229,900	284,300	332,200	372,500	389,400	412,300			
	63	230,700	285,100	333,000	373,300	390,100	412,600			
	64	231,700	286,200	333,800	374,000	390,700	412,900			
	65	232,400	287,000	334,700	374,300	391,100	413,200			
	66	233,200	287,900	335,100	375,000	391,700	413,500			
	67	234,200	288,700	335,900	375,700	392,300	413,800			
	68	235,200	289,600	336,700	376,400	392,900	414,100			
	69	236,000	290,600	337,500	376,700	393,300	414,300			
	70	236,700	291,400	338,200	377,400	393,900	414,700			
	71	237,300	292,200	338,900	378,100	394,400	415,000			
72	238,100	293,000	339,700	378,700	394,900	415,300				
73	238,900	293,900	340,200	379,000	395,200	415,500				
74	239,600	294,400	340,800	379,600	395,600	415,800				
75	240,300	294,800	341,300	380,300	396,000	416,100				
76	241,000	295,300	341,900	380,900	396,400	416,300				
77	241,700	295,400	342,200	381,400	396,700	416,500				
78	242,500	295,800	342,700	381,900	397,000	416,800				
79	243,300	296,000	343,100	382,500	397,300	417,100				
80	244,100	296,400	343,600	383,000	397,600	417,300				
81	244,800	296,600	344,100	383,500	397,800	417,500				
82	245,500	296,800	344,600	384,100	398,200	417,800				
83	246,200	297,200	345,100	384,600	398,500	418,100				
84	246,900	297,500	345,600	384,900	398,700	418,300				

85	247,500	297,800	345,900	385,300	398,900	418,500			
86	248,300	298,100	346,300	385,900	399,200				
87	249,000	298,400	346,800	386,300	399,500				
88	249,700	298,800	347,200	386,700	399,700				
89	250,400	299,100	347,500	387,100	399,900				
90	250,900	299,500	348,000	387,600	400,200				
91	251,300	299,800	348,500	388,000	400,500				
92	251,800	300,200	348,900	388,400	400,700				
93	252,100	300,300	349,100	388,700	400,900				
94		300,500	349,500						
95		300,900	350,000						
96		301,300	350,400						
97		301,500	350,500						
98		301,800	351,000						
99		302,300	351,400						
100		302,700	351,700						
101		302,900	352,000						
102		303,200	352,400						
103		303,600	352,800						
104		303,900	353,200						
105		304,100	353,700						
106		304,400	354,100						
107		304,800	354,500						
108		305,100	354,900						
109		305,300	355,400						
110		305,700	355,800						
111		306,200	356,100						
112		306,500	356,500						
113		306,600	357,000						
114		306,900							
115		307,200							
116		307,600							
117		307,800							
118		308,000							
119		308,300							
120		308,600							
121		309,000							
122		309,200							
123		309,500							
124		309,800							
125		310,100							
再任用職員	191,100	219,200	260,100	279,900	295,400	321,300	364,000	397,800	450,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員等に適用する。ただし、第26条に規定する者を除く。

別表第2

公 安 職 給 料 表

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	168,600	184,600	211,700	252,600	297,200	324,400	353,700	389,300	431,500
	2	170,300	186,400	213,800	254,400	299,400	326,600	355,900	391,600	433,300
	3	172,200	188,200	215,800	256,300	301,500	329,000	358,200	393,700	435,200
	4	173,900	190,100	217,900	258,000	303,800	331,100	360,400	395,800	437,200
	5	175,400	192,000	219,900	259,800	305,700	333,500	362,600	397,600	438,600
	6	177,400	194,400	222,000	261,600	307,900	335,700	364,700	399,700	440,300
	7	179,200	196,800	224,000	263,200	310,100	338,100	367,000	401,500	441,900
	8	181,200	199,100	226,000	265,000	312,400	340,400	369,200	403,400	443,400
	9	182,900	201,400	228,100	266,400	314,400	342,300	371,200	405,100	445,100
	10	184,700	204,000	229,900	268,100	316,600	344,700	373,400	407,200	446,800
	11	186,400	206,600	231,800	269,400	318,900	346,900	375,400	409,200	448,500
	12	188,100	209,100	233,600	270,800	321,200	349,300	377,700	411,400	450,100
	13	190,100	211,500	235,600	272,500	323,200	351,300	379,800	413,100	451,200
	14	192,200	213,400	237,500	273,900	325,600	353,500	382,000	415,300	452,900
	15	194,400	215,200	239,500	275,000	327,900	355,700	384,200	417,300	454,700
	16	196,500	217,000	241,400	276,300	330,100	357,900	386,400	419,500	456,600
	17	198,700	219,000	243,100	277,400	332,100	360,100	388,100	421,200	458,200
	18	201,200	220,900	244,900	278,800	334,400	362,200	390,200	422,900	460,000
	19	203,600	222,900	246,700	280,200	336,600	364,200	392,100	424,700	461,900
	20	206,100	224,700	248,600	281,700	338,900	366,400	394,200	426,300	463,600
	21	208,600	226,500	250,200	282,900	341,000	368,400	396,000	428,100	465,300
	22	210,500	228,300	251,600	284,300	343,000	370,400	398,200	429,700	467,000
	23	212,300	230,200	252,800	285,800	345,200	372,400	400,300	431,100	468,600
	24	214,200	232,000	254,100	287,300	347,200	374,600	402,400	432,700	470,500
	25	216,100	233,700	255,500	288,500	349,300	376,500	404,100	434,000	472,000
	26	218,000	235,500	256,800	290,500	351,400	378,500	406,100	435,400	473,500
	27	219,800	237,200	258,200	292,500	353,400	380,600	408,300	437,000	475,000
	28	221,500	238,900	259,400	294,500	355,400	382,600	410,400	438,600	476,300
	29	223,500	240,400	260,600	296,500	357,600	384,500	412,000	439,900	477,600
	30	225,300	242,200	261,700	298,500	359,700	386,700	413,800	441,600	478,300
	31	227,200	244,100	263,000	300,400	361,800	388,800	415,600	443,300	479,000
	32	229,000	245,800	264,100	302,300	363,900	390,900	417,300	445,000	479,700
	33	230,800	247,300	264,900	304,200	365,500	392,800	419,100	446,400	480,200
	34	232,500	248,800	266,100	306,000	367,500	395,000	420,600	448,200	481,000
	35	234,300	250,100	267,300	307,900	369,500	397,100	422,200	449,900	481,800
	36	236,000	251,500	268,500	309,700	371,600	399,100	423,800	451,500	482,400
	37	237,400	252,800	269,400	311,600	373,600	400,800	425,100	453,000	482,700
	38	239,300	254,100	270,500	313,500	375,700	402,400	426,600	453,700	483,300
	39	241,100	255,400	271,700	315,500	377,800	403,700	428,200	454,400	483,800
	40	242,900	256,600	272,700	317,300	379,800	405,100	429,700	455,100	484,300
	41	244,300	257,900	273,900	319,200	381,900	406,300	431,200	455,500	484,800
	42	245,700	259,100	275,400	321,100	384,000	407,500	432,600	456,100	485,200
	43	247,100	260,200	276,700	322,900	386,200	408,500	433,900	456,900	485,700
	44	248,300	261,300	277,800	324,900	388,200	409,500	435,100	457,500	486,100

	45	249,600	262,400	278,900	326,600	390,000	410,800	436,100	458,300	486,400
	46	250,700	263,500	280,500	328,600	391,700	412,000	436,800	459,000	
	47	251,700	264,600	282,100	330,500	393,300	413,100	437,600	459,500	
	48	252,600	265,700	283,700	332,400	395,100	414,300	438,400	460,000	
	49	253,600	266,800	285,500	334,000	396,500	415,700	438,900	460,600	
	50	254,700	267,900	287,300	335,600	397,500	416,500	439,300	460,900	
	51	255,900	269,000	289,000	337,200	398,600	417,300	439,700	461,200	
	52	257,000	270,100	290,500	338,900	399,600	418,000	440,000	461,600	
	53	258,000	271,300	292,000	340,600	400,900	418,500	440,300	462,000	
	54	259,200	272,400	293,800	342,300	402,000	419,300	440,700	462,200	
	55	260,100	273,800	295,600	344,200	403,200	420,000	441,000	462,500	
	56	261,300	275,000	297,400	346,000	404,400	420,600	441,300	462,700	
	57	262,400	276,000	299,100	347,100	405,700	421,300	441,600	463,100	
	58	263,400	277,600	300,800	348,800	406,600	421,700	441,900	463,300	
	59	264,200	279,100	302,600	350,500	407,400	422,300	442,200	463,500	
	60	265,200	280,700	304,400	352,100	408,100	422,900	442,500	463,700	
再	61	266,400	282,400	305,900	353,800	408,600	423,300	442,800	464,100	
任	62	267,400	284,000	307,800	355,500	409,300	423,900	443,100		
	63	268,500	285,600	309,600	357,300	410,000	424,400	443,400		
	64	269,400	287,200	311,400	359,000	410,800	424,900	443,700		
用	65	270,500	288,700	312,900	360,600	411,100	425,400	444,100		
職	66	271,700	290,100	314,500	362,200	411,800	426,000	444,400		
	67	273,000	291,700	316,100	363,800	412,500	426,400	444,700		
	68	274,300	293,200	317,800	365,500	413,100	426,900	445,000		
員	69	275,500	294,800	319,400	366,700	413,500	427,400	445,200		
	70	276,900	296,300	320,800	368,100	414,000	427,700	445,500		
	71	278,400	297,900	322,300	369,500	414,600	428,000	445,800		
	72	279,700	299,500	323,900	370,900	415,200	428,300	446,100		
以	73	281,000	300,800	324,800	372,100	415,700	428,600	446,300		
外	74	282,500	302,200	326,400	373,400	416,100	428,900	446,600		
の	75	283,900	303,800	328,000	374,700	416,600	429,200	446,900		
	76	285,100	305,300	329,700	376,000	417,100	429,500	447,200		
職	77	286,400	306,400	331,600	377,400	417,600	429,700	447,400		
	78	287,600	307,900	333,300	378,600	418,100	430,000	447,700		
	79	288,800	309,200	334,900	379,800	418,700	430,300	448,000		
	80	289,800	310,800	336,600	381,000	419,300	430,600	448,400		
員	81	291,200	312,300	338,300	382,300	419,700	430,800	448,600		
	82	292,400	313,700	340,100	383,500	420,300	431,100	448,900		
	83	293,700	315,000	341,700	384,600	420,800	431,400	449,200		
	84	295,000	316,400	343,400	385,900	421,000	431,600	449,500		
等	85	296,200	317,600	344,900	387,000	421,300	431,800	449,700		
	86	297,400	319,100	346,400	387,600	421,800	432,100			
	87	298,600	320,400	347,900	388,100	422,100	432,400			
	88	299,800	321,900	349,500	388,700	422,400	432,600			
	89	300,900	323,500	350,800	389,300	422,700	432,800			
	90	302,100	325,000	352,000	390,000	423,100	433,100			
	91	303,200	326,400	353,400	390,600	423,600	433,400			
	92	304,400	328,000	354,700	391,200	423,900	433,600			
	93	305,200	329,300	356,100	391,500	424,200	433,800			
	94	306,500	330,600	357,700	392,000					
	95	307,700	332,100	359,200	392,600					
	96	309,000	333,400	360,700	393,100					

97	310,100	334,600	362,000	393,500					
98	311,300	336,000	363,200	394,000					
99	312,500	337,300	364,300	394,600					
100	313,700	338,600	365,600	395,100					
101	315,000	340,100	366,700	395,500					
102	316,000	341,000	367,800	396,000					
103	317,100	342,100	369,000	396,600					
104	318,100	343,300	370,200	397,100					
105	319,000	344,500	371,400	397,400					
106	319,600	345,600	371,900	397,800					
107	320,200	346,600	372,500	398,400					
108	320,900	347,700	373,200	398,700					
109	321,400	349,000	373,800	399,000					
110	321,900	350,000	374,300	399,500					
111	322,400	351,000	374,800	400,000					
112	323,100	351,900	375,300	400,500					
113	323,900	352,900	375,700	400,900					
114	324,600	353,800	376,100	401,400					
115	325,300	354,800	376,700	401,900					
116	326,000	355,800	377,300	402,400					
117	326,600	356,900	377,700	402,700					
118	327,500	357,400	378,200	403,200					
119	328,200	358,000	378,800	403,700					
120	329,000	358,600	379,300	404,200					
121	329,600	358,900	379,400	404,600					
122	329,900	359,300	380,000	405,100					
123	330,400	359,800	380,500	405,500					
124	330,900	360,200	381,000	406,000					
125	331,200	360,600	381,500	406,400					
126		361,000	382,000						
127		361,500	382,500						
128		361,900	383,000						
129		362,300	383,300						
130		362,700	383,800						
131		363,100	384,300						
132		363,500	384,800						
133		363,700	385,100						
134		364,200	385,600						
135		364,700	386,000						
136		365,000	386,500						
137		365,300	386,800						
138		365,700	387,300						
139		366,200	387,800						
140		366,700	388,300						
141		367,000	388,600						
142		367,500							
143		368,000							
144		368,500							
145		368,800							
再任 用職 員	246,100	258,000	262,200	294,200	311,100	325,500	349,600	385,500	417,800

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3

海 事 職 給 料 表

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	173,700	228,700	273,700	323,800	361,600
	2	176,100	230,900	275,500	325,900	364,000
	3	178,500	232,900	277,300	328,000	366,300
	4	181,000	235,000	279,100	330,200	368,800
	5	183,400	237,000	280,400	332,300	371,000
	6	186,000	239,200	282,400	334,200	374,200
	7	188,400	241,300	284,200	335,900	377,400
	8	191,000	243,500	286,100	337,700	380,400
再	9	193,300	245,700	287,600	339,300	383,400
	10	195,700	247,700	290,200	341,700	386,600
	11	198,200	249,600	292,400	344,000	389,700
	12	200,700	251,500	294,700	346,600	392,800
任	13	203,300	253,400	297,400	348,700	395,800
	14	206,000	255,400	300,000	351,100	398,500
	15	208,700	257,300	302,300	353,400	401,400
	16	211,400	259,200	304,700	355,900	404,100
用	17	213,900	261,000	307,200	358,400	407,000
	18	216,600	262,900	309,300	360,900	409,100
	19	219,400	264,900	311,600	363,300	411,100
	20	222,200	266,800	313,800	365,900	413,200
員	21	224,800	268,400	315,900	368,300	414,900
	22	226,500	270,000	317,000	370,700	417,000
	23	228,100	271,500	318,200	372,900	418,900
	24	229,700	273,100	319,400	375,400	420,900
以	25	231,300	274,600	320,700	377,700	422,600
	26	232,800	276,200	322,300	380,100	424,300
	27	234,300	277,700	323,900	382,600	426,000
	28	235,700	279,200	325,400	384,900	427,700
の	29	237,300	280,700	326,900	387,100	428,900
	30	238,400	282,100	328,500	389,100	430,500
	31	239,600	283,500	330,200	391,400	432,100
	32	240,700	284,700	331,900	393,500	433,700
職	33	241,900	285,800	333,500	395,500	435,300
	34	242,800	287,200	335,100	397,300	436,700
	35	243,700	288,400	336,500	399,100	438,000
	36	244,600	289,700	338,000	400,900	439,200
員	37	245,400	290,700	339,500	402,700	440,500
	38	246,200	291,900	341,200	404,100	441,500
	39	247,000	292,700	342,800	405,600	442,500
	40	247,900	293,700	344,200	407,100	443,500
等	41	248,900	294,800	345,800	407,900	443,900
	42	249,800	295,800	347,200	409,200	444,600
	43	250,700	296,800	348,800	410,400	445,300
	44	251,700	297,500	350,300	411,900	446,000
	45	252,500	298,400	351,800	413,300	446,600
	46	253,400	299,600	353,200	414,700	446,900
	47	254,300	300,800	354,600	416,100	447,500
	48	255,200	302,200	356,000	417,400	448,100
	49	255,600	303,700	357,100	418,700	448,600

50	256,300	304,800	358,500	419,700	449,300
51	256,900	305,800	360,000	420,600	450,000
52	257,500	306,800	361,500	421,500	450,700
53	257,700	308,000	362,900	421,700	451,300
54	258,400	309,000	364,300	422,100	452,000
55	258,800	310,100	365,600	422,600	452,700
56	259,500	311,000	367,000	423,100	453,300
57	259,800	312,200	367,800	423,600	453,700
58	260,400	313,300	369,000	423,800	454,400
59	260,900	314,400	370,300	424,400	455,100
60	261,500	315,600	371,600	424,900	455,800
61	262,100	316,300	372,700	425,400	456,200
62	262,600	317,000	373,300	426,000	456,600
63	263,100	317,800	373,800	426,600	456,900
64	263,700	318,600	374,400	427,200	457,200
65	264,200	319,100	374,800	427,800	457,400
66	264,600	319,900	375,300	428,400	457,700
67	264,800	320,500	375,800	428,900	458,000
68	265,300	321,100	376,300	429,500	458,300
69	265,600	321,900	376,500	430,100	458,500
70			376,800	430,600	458,800
71			377,200	431,200	459,100
72			377,600	431,900	459,300
73			378,100	432,400	459,500
74			378,300	433,000	
75			378,800	433,500	
76			379,300	434,100	
77			379,800	434,600	
78			380,300	435,200	
79			380,800	435,900	
80			381,300	436,500	
81			381,800	436,800	
82			382,200	437,400	
83			382,700	438,100	
84			383,200	438,700	
85			383,600	439,100	
86			384,100	439,600	
87			384,500	440,400	
88			385,000	441,100	
89			385,500	441,300	
90			386,100		
91			386,600		
92			387,100		
93			387,400		
94			387,800		
95			388,300		
96			388,700		
97			389,200		
98			389,500		
99			390,100		
100			390,500		
101			391,100		
再任用職員	224,400	255,100	285,100	326,700	356,200

備考 この表は、練習船、警察用船舶等で人事委員会の指定するものに乗組む職員等に適用する。ただし、警察官、教育職員及び第26条に規定する者を除く。

別表第4

教育職給料表

教育職給料表(1)

職員等の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	158,600	204,000	335,400	425,500
	2	160,200	205,800	337,700	427,400
	3	161,700	207,400	340,000	429,200
	4	163,300	209,200	342,300	430,800
	5	165,000	211,000	344,600	432,400
	6	166,900	212,700	346,800	433,900
	7	168,800	214,500	349,200	435,800
	8	170,600	216,100	351,500	437,700
	9	172,500	218,000	353,500	439,500
	10	174,600	219,900	355,600	441,400
	11	176,600	221,900	357,900	443,300
	12	178,600	223,800	360,000	445,200
	13	180,700	225,500	362,200	446,900
	14	182,900	227,600	364,200	448,900
	15	185,200	229,600	366,300	450,700
	16	187,400	231,700	368,300	452,700
	17	189,800	233,600	370,200	454,400
	18	192,500	236,400	372,100	456,200
	19	195,000	239,200	374,200	458,100
	20	197,600	241,900	376,200	459,900
	21	200,100	244,500	378,000	461,600
	22	201,900	247,400	379,900	463,300
	23	203,600	250,000	381,900	465,300
	24	205,400	252,700	383,800	467,000
	25	206,900	255,400	385,200	468,700
	26	208,600	257,900	387,100	470,400
	27	210,400	260,400	388,900	472,000
	28	212,000	262,900	390,900	473,600
	29	213,600	265,600	392,800	475,100
	30	215,300	268,000	394,800	476,400
	31	217,000	270,200	396,700	477,800
	32	218,800	272,500	398,800	479,100
	33	220,400	274,700	400,500	480,300
	34	222,300	277,000	402,300	481,000
	35	224,100	279,200	403,900	481,800
	36	226,000	281,300	405,700	482,500
	37	227,600	283,600	407,000	483,100
	38	229,400	285,600	408,500	
	39	231,300	287,600	409,900	
	40	233,100	289,700	411,400	
	41	234,900	291,500	413,100	
	42	236,600	294,000	414,500	
	43	238,200	296,400	415,900	
	44	239,800	298,900	417,300	
	45	241,500	301,100	419,000	
	46	242,900	303,600	420,300	
	47	244,200	306,100	421,800	
	48	245,500	308,800	423,500	

	49	247,000	311,300	425,200
	50	248,500	313,700	426,600
	51	249,700	316,200	428,300
	52	251,200	318,500	429,800
	53	252,500	321,000	431,600
	54	253,700	323,200	433,100
	55	255,100	325,300	434,700
	56	256,300	327,500	436,400
	57	257,600	329,800	437,900
	58	258,700	332,000	439,400
	59	259,900	334,200	440,700
	60	261,100	336,300	441,900
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	61	262,400	338,500	443,100
	62	263,800	340,600	444,400
	63	265,200	342,800	445,700
	64	266,400	345,100	446,900
	65	267,700	347,000	448,200
	66	269,200	349,300	449,400
	67	270,800	351,400	450,600
	68	272,500	353,600	451,800
	69	274,100	355,600	453,100
	70	275,500	357,600	454,300
	71	276,900	359,700	455,500
	72	278,400	361,800	456,800
73	279,500	363,500	457,900	
74	280,900	365,400	458,500	
75	282,400	367,300	459,000	
76	283,600	369,200	459,500	
77	285,000	371,100	460,000	
78	286,300	372,800		
79	287,500	374,600		
80	288,700	376,200		
81	289,900	377,800		
82	291,100	379,300		
83	292,300	380,800		
84	293,500	382,300		
85	294,800	383,400		
86	295,900	384,800		
87	297,100	386,300		
88	298,300	387,600		
89	299,500	388,900		
90	300,600	390,300		
91	301,800	391,500		
92	303,000	392,800		
93	303,800	394,200		
94	304,800	395,300		
95	306,000	396,600		
96	307,200	397,800		
97	308,200	399,300		
98	309,300	400,300		
99	310,300	401,400		
100	311,400	402,500		
101	312,300	403,400		
102	313,400	404,400		
103	314,600	405,500		
104	315,600	406,700		

105	316,200	407,400		
106	317,100	408,300		
107	317,900	409,200		
108	318,800	410,100		
109	319,700	411,000		
110	320,100	411,900		
111	320,500	412,700		
112	321,000	413,500		
113	321,600	414,100		
114	322,000	414,900		
115	322,500	415,600		
116	323,100	416,300		
117	323,700	416,900		
118	324,200	417,400		
119	324,600	417,800		
120	325,100	418,200		
121	325,600	418,600		
122	326,000	419,000		
123	326,500	419,300		
124	327,100	419,500		
125	327,700	419,700		
126	328,000	420,000		
127	328,300	420,300		
128	328,600	420,500		
129	328,800	420,700		
130	329,100	421,000		
131	329,400	421,300		
132	329,700	421,500		
133	329,900	421,700		
134	330,100	422,000		
135	330,300	422,300		
136	330,600	422,500		
137	330,900	422,700		
138	331,100	423,000		
139	331,500	423,300		
140	331,800	423,500		
141	332,000	423,700		
142	332,200	424,000		
143	332,500	424,300		
144	332,700	424,500		
145	333,000	424,700		
146	333,200			
147	333,500			
148	333,800			
149	334,000			
150	334,200			
151	334,500			
152	334,800			
153	335,000			
再任用職員	238,400	279,600	337,700	423,700

- 備考 (1) この表は、県立の高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。ただし、第26条に規定する者を除く。
 (2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(2)

職員 等の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	158,700	175,000	265,800	295,400	415,100
	2	160,200	177,100	268,300	298,200	416,600
	3	161,700	179,200	270,700	301,000	418,100
	4	163,300	181,500	273,100	303,600	419,600
	5	165,000	183,500	275,700	306,100	421,000
	6	166,900	185,800	278,200	308,500	422,400
	7	168,800	188,000	280,500	311,000	424,000
	8	170,600	190,300	282,700	313,400	425,600
	9	172,500	192,700	285,100	315,800	427,000
	10	174,600	195,500	287,400	318,500	428,500
	11	176,700	198,300	289,800	321,300	429,900
	12	178,700	201,100	292,100	324,200	431,200
	13	180,800	204,000	294,500	326,800	432,600
	14	183,000	205,800	296,600	328,900	434,000
	15	185,300	207,400	298,600	330,900	435,400
	16	187,500	209,200	300,700	333,200	436,900
	17	189,900	211,000	302,900	335,500	438,100
	18	192,600	212,700	305,400	337,800	439,400
	19	195,100	214,500	308,000	340,100	440,600
	20	197,700	216,100	310,700	342,300	441,900
	21	200,200	218,000	313,200	344,700	443,000
	22	202,000	219,900	315,800	346,900	444,300
	23	203,700	221,900	318,200	349,200	445,600
	24	205,500	223,800	321,000	351,500	446,900
	25	207,000	225,500	323,700	353,600	448,300
	26	208,600	227,600	326,000	355,400	449,500
	27	210,300	229,600	328,500	357,300	450,500
	28	211,700	231,700	330,700	359,200	451,600
	29	213,500	233,600	333,000	361,100	452,900
	30	215,200	236,400	335,000	362,900	453,700
	31	216,900	239,100	337,300	364,600	454,500
	32	218,700	241,800	339,500	366,600	455,400
	33	220,200	244,500	341,600	368,300	456,400
	34	222,000	247,400	343,700	370,000	456,900
	35	223,700	250,000	345,900	371,700	457,400
	36	225,400	252,800	347,900	373,600	457,900
	37	227,000	255,400	350,000	375,500	458,400
	38	228,700	257,900	351,900	377,000	
	39	230,500	260,500	353,900	378,600	
	40	232,200	262,900	355,800	380,200	
	41	233,800	265,600	357,800	381,400	
	42	235,600	268,100	359,600	382,900	
	43	237,200	270,300	361,500	384,300	
	44	238,800	272,600	363,200	385,900	
	45	240,500	274,800	365,000	387,400	
	46	242,000	277,000	366,700	389,000	
	47	243,600	279,200	368,300	390,700	
	48	245,000	281,400	369,900	392,200	
	49	246,400	283,700	371,300	393,600	
	50	247,800	285,700	372,800	395,200	
	51	249,300	287,700	374,400	396,700	

	52	250,500	289,700	376,000	398,200
	53	251,700	291,600	377,600	399,400
	54	253,100	294,100	379,100	400,700
	55	254,400	296,500	380,600	401,800
	56	255,600	299,000	382,200	403,000
	57	256,800	301,100	383,700	404,400
	58	258,100	303,700	385,100	405,600
	59	259,200	306,100	386,600	406,900
	60	260,500	308,800	387,900	408,200
	61	261,800	311,300	388,800	409,300
	62	263,100	313,700	390,100	410,300
	63	264,300	316,200	391,300	411,800
	64	265,200	318,600	392,400	413,100
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	65	266,200	321,000	393,300	414,300
	66	267,600	323,200	394,600	415,500
	67	269,100	325,300	395,600	416,700
	68	270,600	327,500	396,700	417,800
	69	272,200	329,900	397,900	418,900
	70	273,800	332,100	399,000	420,100
	71	275,300	334,300	400,100	421,300
	72	276,700	336,400	401,300	422,500
	73	277,900	338,500	402,400	423,200
	74	279,100	340,600	403,500	424,000
	75	280,400	342,800	404,600	424,700
	76	281,700	345,100	405,700	425,200
	77	283,100	346,900	406,700	425,500
	78	284,200	348,900	407,600	425,900
	79	285,400	350,800	408,600	426,300
	80	286,700	352,700	409,600	426,700
	81	287,900	354,500	410,400	427,000
	82	288,900	356,300	411,300	427,500
	83	290,100	358,000	412,000	427,900
	84	291,300	359,800	412,800	428,200
	85	292,300	361,200	413,500	428,500
	86	293,200	362,800	414,300	428,900
	87	294,200	364,300	415,100	429,300
	88	295,200	365,900	415,800	429,600
	89	296,300	367,300	416,400	429,900
	90	297,200	368,600	417,100	430,200
	91	298,100	370,100	417,600	430,500
	92	299,000	371,500	418,300	430,700
	93	299,500	373,000	418,700	430,900
	94	300,200	374,300	419,200	
	95	301,000	375,600	419,500	
	96	301,800	376,800	419,800	
	97	302,600	377,900	420,100	
	98	303,400	378,900	420,400	
	99	304,200	379,900	420,700	
	100	304,900	380,900	420,900	
	101	305,800	381,900	421,100	
	102	306,300	382,900	421,400	
	103	306,800	383,900	421,700	
	104	307,300	384,900	421,900	
	105	307,500	385,800	422,100	
	106	307,900	386,700	422,400	
	107	308,200	387,600	422,700	
	108	308,400	388,600	422,900	

	109	308,600	389,400	423,100		
	110	308,800	390,500	423,400		
	111	309,100	391,500	423,700		
	112	309,400	392,500	423,900		
	113	309,600	393,100	424,100		
	114	309,800	394,100	424,400		
	115	310,000	395,000	424,700		
	116	310,400	395,900	424,900		
	117	310,700	396,700	425,100		
	118	311,000	397,400			
	119	311,300	398,300			
	120	311,600	399,100			
	121	311,700	399,700			
	122	311,900	400,500			
	123	312,200	401,200			
	124	312,500	401,900			
	125	312,700	402,600			
	126		403,300			
	127		403,800			
	128		404,400			
	129		405,100			
	130		405,700			
	131		406,200			
	132		406,800			
	133		407,100			
	134		407,400			
	135		407,700			
	136		408,000			
	137		408,300			
	138		408,600			
	139		408,900			
	140		409,200			
	141		409,500			
	142		409,800			
	143		410,100			
	144		410,400			
	145		410,700			
	146		411,000			
	147		411,300			
	148		411,500			
	149		411,700			
	150		412,000			
	151		412,300			
	152		412,500			
	153		412,700			
	154		413,000			
	155		413,300			
	156		413,500			
	157		413,700			
再任用職員		229,400	276,300	303,900	330,800	413,400

備考 (1) この表は、県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。ただし、第26条に規定する者を除く。
 (2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5

研究職給料表

職員等の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	144,800	195,700	284,200	336,900	396,400
	2	146,000	198,300	286,700	339,100	399,400
	3	147,200	200,800	289,200	341,400	402,100
	4	148,300	203,200	291,500	343,400	405,000
	5	149,400	205,800	294,000	345,400	407,300
	6	150,800	208,100	296,200	347,500	410,000
	7	152,100	210,500	298,300	349,500	412,800
	8	153,400	212,700	300,300	351,600	415,500
	9	154,600	214,900	302,500	353,700	418,200
	10	156,300	217,300	305,100	355,700	420,900
	11	157,900	219,800	307,800	357,800	423,700
	12	159,600	222,200	310,600	359,800	426,500
	13	161,100	224,400	312,900	362,000	429,200
	14	163,100	226,900	315,600	363,900	432,000
	15	165,000	229,300	318,200	365,800	434,800
	16	167,000	231,800	321,100	367,700	437,500
	17	168,800	234,100	323,700	369,600	440,100
	18	171,100	237,000	325,900	371,500	442,700
	19	173,300	239,900	328,200	373,500	445,300
	20	175,500	243,000	330,300	375,500	447,900
	21	177,700	245,500	332,700	377,100	450,500
	22	180,200	248,300	334,700	379,200	453,200
	23	182,500	250,800	336,800	381,000	455,800
	24	184,900	253,600	338,800	383,000	458,300
	25	187,100	256,400	341,000	384,500	460,600
	26	189,400	258,800	342,900	386,300	462,900
	27	191,500	261,000	344,700	388,200	465,500
	28	193,700	263,400	346,600	390,200	468,000
	29	195,800	266,100	348,600	392,000	470,600
	30	197,600	268,400	350,300	394,000	473,200
	31	199,400	270,300	351,900	395,900	475,700
	32	201,200	272,500	353,700	397,800	478,300
	33	203,000	274,400	355,000	399,500	480,600
	34	205,000	276,500	356,400	401,300	483,100
	35	206,900	278,500	358,000	403,000	485,500
	36	208,900	280,600	359,500	404,800	488,100
	37	210,600	282,500	360,800	406,000	490,600

	38	212,500	283,900	362,200	407,600	493,100
	39	214,600	285,300	363,600	409,000	495,600
	40	216,400	286,800	365,100	410,400	498,100
	41	218,400	288,200	365,900	411,900	500,500
	42	220,300	289,300	367,000	413,200	502,800
	43	222,300	290,300	368,300	414,800	505,000
	44	224,200	291,200	369,400	416,300	507,300
	45	226,000	292,000	370,600	417,700	509,000
	46	227,900	293,200	371,800	419,000	510,500
	47	229,800	294,400	373,200	420,600	512,100
	48	231,600	295,700	374,300	422,200	513,700
再	49	233,300	297,100	375,400	423,600	515,400
任	50	235,100	298,400	376,700	425,000	516,900
	51	236,900	299,500	378,100	426,500	518,300
	52	238,600	300,700	379,400	428,000	519,800
用	53	240,200	301,900	380,100	429,400	521,000
職	54	242,000	303,200	381,100	430,800	522,200
	55	243,800	304,500	382,100	432,300	523,400
	56	245,400	305,600	383,100	433,700	524,600
員	57	246,800	306,700	383,900	434,800	525,600
	58	248,000	307,900	384,700	436,100	526,600
	59	249,100	309,100	385,400	437,500	527,600
以	60	250,200	310,300	386,200	438,800	528,600
	61	251,300	311,200	386,800	439,700	529,700
外	62	252,400	312,300	387,500	440,600	530,600
	63	253,400	313,400	388,400	441,600	531,300
	64	254,500	314,500	389,300	442,500	532,100
の	65	255,700	315,600	390,000	443,400	532,900
	66	256,700	316,700	390,800	444,300	533,700
職	67	258,000	317,700	391,600	444,900	534,500
	68	258,800	318,800	392,400	445,700	535,300
員	69	259,700	319,900	393,000	446,100	536,100
	70	261,200	320,900	393,700	446,700	536,900
等	71	262,700	322,000	394,500	447,200	537,700
	72	264,100	323,200	395,200	447,700	538,500
	73	265,600	323,900	395,800	448,300	539,200
	74	267,000	324,900	396,400		
	75	268,400	326,000	397,000		
	76	269,700	327,200	397,700		
	77	270,800	328,300	398,500		
	78	271,900	329,300	399,100		
	79	273,200	330,200	399,700		
	80	274,400	331,100	400,300		
	81	275,800	332,300	400,900		

82	277,100	333,100	401,500		
83	278,500	333,800	402,200		
84	279,700	334,600	402,800		
85	280,800	335,100	403,300		
86	282,000	335,700	403,800		
87	283,300	336,200	404,300		
88	284,500	336,700	405,000		
89	285,500	337,000	405,400		
90	286,800	337,500			
91	287,900	338,000			
92	289,100	338,500			
93	290,100	338,800			
94	291,100	339,200			
95	292,100	339,800			
96	293,100	340,300			
97	293,700	340,800			
98	294,700	341,300			
99	295,400	341,800			
100	296,300	342,300			
101	297,200	342,800			
102	298,000	343,300			
103	298,700	343,900			
104	299,400	344,400			
105	300,100	344,900			
106	300,600	345,300			
107	301,100	345,800			
108	301,600	346,200			
109	301,800	346,700			
110	302,200	347,100			
111	302,500	347,600			
112	302,800	348,100			
113	303,100	348,600			
114	303,400	349,000			
115	303,700	349,500			
116	304,000	349,900			
117	304,300	350,400			
118	304,700	350,800			
119	305,000	351,200			
120	305,400	351,600			
121	305,700	352,000			
再任用職員	221,500	263,700	289,000	332,400	392,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員等で人事委員会で定めるものに適用する。

別表第6

医 療 職 給 料 表

医療職給料表(1)

職員等の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900
	39	364,000	431,200	485,600	544,300
	40	366,200	433,200	487,400	545,900
	41	368,500	435,100	489,100	547,400
	42	369,900	436,900	490,900	548,800
	43	371,400	438,600	492,700	550,200
	44	372,800	440,400	494,500	551,500
	45	374,300	442,300	496,100	552,700
	46	375,700	444,100	497,800	553,700
	47	377,200	445,900	499,600	554,700

48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200	534,200	
83		478,700	535,100	
84		479,200	536,000	
85		479,600	536,800	
86		480,200	537,700	
87		480,600	538,600	
88		481,100	539,500	
89		481,600	540,300	
90		482,200		
91		482,800		
92		483,200		
93		483,700		
94		484,300		
95		484,900		
96		485,500		
97		486,000		
再任用職員	295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、社会福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員 等の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,700	188,500	224,600	251,400	284,300	332,800	378,600
	2	151,200	190,100	226,300	252,800	286,400	334,800	381,400
	3	152,600	191,700	227,900	254,100	288,600	337,100	384,000
	4	154,000	193,400	229,500	255,500	290,800	339,300	386,800
	5	155,300	194,900	231,000	256,600	293,000	341,400	389,200
	6	157,100	196,600	232,600	257,900	295,100	343,600	392,000
	7	158,900	198,200	234,100	259,100	297,300	345,700	394,700
	8	160,600	199,700	235,700	260,300	299,500	347,900	397,400
	9	162,300	201,400	237,100	261,600	301,500	350,000	399,600
	10	164,000	203,100	238,600	262,600	303,800	352,100	401,900
	11	165,700	204,800	240,000	263,700	305,900	354,300	404,200
	12	167,600	206,500	241,400	264,700	308,100	356,500	406,500
	13	169,100	208,100	243,200	266,000	310,300	358,200	408,600
	14	171,100	209,700	244,600	267,600	312,300	360,200	410,700
	15	173,100	211,300	245,800	269,200	314,400	362,100	412,700
	16	175,000	213,000	247,200	270,700	316,500	364,100	414,900
	17	177,000	214,500	248,300	272,200	318,700	366,200	416,700
	18	178,900	216,200	249,600	274,100	320,800	368,200	418,700
	19	180,800	218,000	250,800	275,900	322,900	370,300	420,700
	20	182,700	219,700	252,100	277,900	325,000	372,300	422,800
	21	184,700	221,000	253,400	279,600	326,900	374,200	424,600
	22	186,200	222,600	254,500	281,400	329,000	376,200	426,200
	23	187,800	224,000	255,500	283,300	330,800	378,400	427,900
	24	189,300	225,600	256,600	285,000	332,900	380,500	429,400
	25	190,900	227,000	257,900	286,900	334,900	381,900	430,900
	26	192,500	228,400	259,300	288,800	336,900	383,700	432,300
	27	194,000	229,700	260,700	290,800	338,900	385,600	433,600
	28	195,400	231,000	262,200	292,600	341,000	387,300	434,900
	29	197,000	232,500	263,700	294,600	342,500	389,100	436,300
	30	198,300	233,900	265,400	296,400	344,300	390,700	437,500
	31	199,600	235,500	267,200	298,300	346,000	392,300	438,700
	32	201,000	236,900	268,900	300,200	347,800	394,100	439,800
	33	202,400	238,200	270,400	302,000	349,700	395,400	441,000
	34	203,800	239,500	272,200	303,800	351,500	396,700	442,200
	35	205,300	240,600	273,900	305,600	353,500	398,100	443,400
	36	206,700	241,900	275,600	307,400	355,300	399,300	444,700

	37	207,800	243,300	277,100	308,900	357,200	400,400	446,000
	38	209,200	244,600	278,900	310,700	358,900	401,600	446,800
	39	210,500	245,800	280,600	312,300	360,600	402,800	447,200
	40	211,800	247,100	282,400	313,900	362,300	403,900	447,900
	41	213,100	248,400	284,100	315,800	363,500	404,700	448,500
	42	214,300	249,700	285,600	317,500	364,600	405,500	448,900
	43	215,500	250,900	287,400	319,200	365,900	406,300	449,300
	44	216,700	251,900	289,100	320,900	367,100	407,100	449,700
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 等	45	218,000	253,200	290,700	322,000	368,300	407,500	450,100
	46	219,100	254,600	292,400	323,500	369,200	408,100	450,500
	47	220,100	256,100	294,200	325,000	370,400	408,600	450,900
	48	221,200	257,600	295,700	326,600	371,500	409,000	451,200
	49	222,300	259,200	297,100	328,100	372,500	409,400	451,500
	50	223,300	260,600	298,800	329,400	373,600	409,700	451,900
	51	224,200	262,000	300,200	330,600	374,600	410,000	452,300
	52	225,200	263,400	301,800	332,000	375,600	410,300	452,600
	53	225,800	264,500	303,300	333,100	376,400	410,700	452,900
	54	226,800	265,900	304,800	334,100	377,300	411,000	
	55	227,500	267,300	306,300	335,200	378,200	411,300	
	56	228,500	268,700	307,800	336,300	379,100	411,600	
	57	229,200	269,800	309,100	336,800	379,600	411,900	
58	230,100	271,000	310,300	337,700	380,400	412,200		
59	230,800	272,300	311,600	338,500	381,200	412,500		
60	231,700	273,700	313,000	339,400	382,000	412,900		
61	232,600	274,700	314,300	340,300	382,400	413,100		
62	233,400	275,900	315,500	340,600	383,100	413,400		
63	234,400	277,200	316,800	341,200	383,800	413,700		
64	235,400	278,500	318,000	341,900	384,500	414,000		
65	236,100	279,500	319,500	342,500	384,900	414,200		
66	236,900	280,600	320,300	343,200	385,600			
67	237,700	281,700	321,100	344,000	386,300			
68	238,500	282,800	321,900	344,700	386,900			
69	239,200	283,900	322,500	345,400	387,300			
70	239,900	284,900	323,300	345,900	387,800			
71	240,600	286,100	324,000	346,500	388,300			
72	241,300	287,200	324,600	347,100	388,800			
73	242,000	288,100	325,300	347,400	389,400			
74	242,800	288,800	325,500	348,100	390,000			
75	243,600	289,200	326,100	348,600	390,600			
76	244,400	290,100	326,700	349,200	391,200			

77	245,000	290,900	327,400	349,700	391,700		
78	245,600	291,500	327,900	350,200	392,200		
79	246,200	292,100	328,400	350,700	392,700		
80	246,800	292,700	328,900	351,100	393,200		
81	247,100	293,400	329,500	351,400	393,500		
82	247,500	294,000	330,000	351,700	394,100		
83	247,900	294,400	330,400	352,100	394,500		
84	248,300	294,800	330,900	352,400	394,900		
85	248,700	295,000	331,500	352,900	395,300		
86		295,200	331,900	353,200			
87		295,400	332,100	353,500			
88		295,600	332,500	353,800			
89		296,000	332,900	354,200			
90		296,200	333,300	354,500			
91		296,400	333,700	354,900			
92		296,600	334,100	355,200			
93		297,000	334,400	355,600			
94		297,200	334,600	355,900			
95		297,400	335,000	356,300			
96		297,700	335,300	356,600			
97		298,100	335,500	356,900			
98		298,400	335,800	357,300			
99		298,600	336,100	357,700			
100		298,900	336,400	358,100			
101		299,200	336,600	358,600			
102		299,400	336,900	359,000			
103		299,600	337,300	359,400			
104		299,900	337,500	359,800			
105		300,200	337,600	360,300			
106			337,900				
107			338,300				
108			338,600				
109			338,800				
110			339,200				
111			339,600				
112			340,000				
113			340,200				
再任用職員	192,100	219,300	248,100	261,800	287,600	329,200	372,300

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師及び保育士並びにその他の医療技術職員で人事委員会で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員 等の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	163,800	191,700	241,300	264,600	290,300	336,100
	2	165,200	193,900	243,200	265,600	292,300	338,300
	3	166,700	196,000	245,000	266,600	294,100	340,500
	4	168,100	198,100	246,800	267,700	296,100	342,700
	5	169,500	200,200	248,200	268,500	297,900	344,900
	6	171,000	202,600	249,600	269,500	299,800	347,000
	7	172,600	204,900	250,700	270,300	301,700	349,300
	8	174,100	207,300	252,000	271,400	303,600	351,400
	9	175,400	209,800	253,200	272,500	305,400	353,100
	10	177,200	211,200	254,300	273,300	307,400	355,100
	11	178,800	212,600	255,200	274,400	309,200	357,100
	12	180,500	214,100	256,200	275,700	311,200	359,100
	13	182,000	215,400	257,400	277,000	312,800	361,200
	14	184,000	216,900	258,500	278,400	314,500	363,300
	15	186,100	218,500	259,400	279,700	316,400	365,500
	16	188,100	219,800	260,400	281,100	318,200	367,500
	17	190,400	221,200	261,300	282,400	320,100	369,600
	18	192,600	222,800	262,200	283,900	321,700	371,600
	19	194,700	224,300	263,200	285,000	323,500	373,800
	20	196,900	225,900	264,100	286,600	325,200	375,900
	21	199,000	227,300	265,000	288,200	326,700	377,600
	22	201,300	229,000	266,000	289,800	328,300	379,700
	23	203,500	230,800	267,000	291,300	329,900	381,900
	24	205,800	232,500	268,000	292,800	331,400	383,900
	25	207,800	233,900	269,200	294,000	333,100	386,000
	26	209,200	235,600	270,700	295,900	334,500	387,600
	27	210,500	237,300	271,900	297,700	336,100	389,500
	28	211,800	239,100	273,200	299,500	337,700	391,500
	29	213,000	240,700	274,400	301,100	339,000	393,300
	30	214,300	242,100	276,000	302,800	340,600	395,100
	31	215,600	243,400	277,500	304,400	342,000	397,000
	32	216,800	244,600	279,000	306,100	343,500	398,900
	33	218,200	246,000	280,600	307,700	345,200	400,600
	34	219,500	247,100	282,200	309,200	346,700	402,400
	35	220,800	248,000	283,500	310,900	348,400	404,200
	36	222,200	249,200	284,900	312,500	349,900	405,900
	37	223,600	250,200	286,500	314,000	351,600	407,600
	38	225,000	251,400	287,900	315,400	353,300	409,300
	39	226,400	252,200	289,400	317,000	354,800	411,200
	40	227,800	253,300	290,900	318,600	356,500	413,000
	41	228,800	254,200	292,500	320,200	357,700	414,500
	42	230,300	255,000	293,900	321,600	359,200	416,100
	43	231,700	255,900	295,500	323,100	360,800	417,600
	44	233,100	256,800	297,100	324,600	362,200	419,000
	45	234,400	257,700	298,600	325,600	363,800	420,100
	46	235,800	258,800	300,000	327,000	364,900	421,200
	47	237,100	259,700	301,500	328,500	366,400	422,300
	48	238,400	260,700	303,100	330,000	367,700	423,600
	49	239,500	261,700	304,400	331,100	369,200	424,900
	50	240,600	263,000	305,700	332,600	370,600	426,000
	51	241,700	264,100	307,100	333,900	371,900	427,200
	52	242,800	265,300	308,500	335,200	373,300	428,300
	53	243,900	266,600	310,000	336,700	374,800	429,500

	54	245,000	268,100	311,400	338,100	376,000	430,500
	55	246,000	269,500	312,800	339,500	377,200	431,600
	56	247,000	271,000	314,200	340,900	378,400	432,700
	57	248,000	272,600	315,300	341,800	379,500	433,800
	58	249,000	274,300	316,500	343,100	380,400	434,300
	59	249,800	275,700	317,700	344,400	381,500	434,900
	60	250,700	277,300	319,200	345,700	382,500	435,300
	61	251,700	278,700	320,300	346,800	383,100	436,000
	62	252,700	280,200	321,500	347,700	383,900	436,500
	63	253,600	281,800	322,900	349,000	384,700	436,900
	64	254,600	283,200	324,100	350,300	385,600	437,400
	65	255,500	284,800	325,400	351,400	386,300	438,000
	66	256,500	286,200	326,700	352,700	387,000	438,400
	67	257,700	287,700	328,100	353,900	387,800	438,700
	68	258,600	289,200	329,400	355,000	388,500	439,000
再	69	259,400	290,500	330,100	356,000	389,100	439,400
任	70	260,500	292,000	331,300	357,100	389,800	
	71	261,700	293,500	332,400	358,200	390,500	
用	72	262,900	295,000	333,300	359,300	391,100	
	73	264,300	296,200	334,600	360,100	391,800	
	74	265,700	297,600	335,300	361,300	392,300	
職	75	266,900	299,000	336,500	362,400	392,900	
	76	268,200	300,300	337,700	363,500	393,400	
員	77	269,200	301,800	338,800	364,200	393,800	
	78	270,300	303,200	340,100	365,000	394,400	
	79	271,600	304,400	341,200	365,800	394,900	
	80	272,900	305,700	342,400	366,500	395,200	
以	81	274,100	306,500	343,500	367,100	395,500	
	82	275,000	307,700	344,700	367,600	396,000	
	83	276,100	308,800	345,700	368,200	396,400	
外	84	277,200	310,000	346,800	368,800	396,700	
	85	278,200	311,200	347,700	369,400	397,000	
	86	279,100	312,300	348,800	369,900	397,500	
の	87	280,200	313,500	349,700	370,500	398,100	
	88	281,300	314,700	350,700	371,000	398,500	
職	89	282,300	316,000	351,700	371,400	398,800	
	90	283,200	317,200	352,500	371,800	399,200	
	91	284,100	318,400	353,300	372,400	399,700	
	92	285,100	319,700	354,100	373,000	400,100	
員	93	286,200	320,500	354,700	373,300	400,500	
	94	287,200	321,200	355,300	373,800		
	95	288,100	321,900	356,000	374,200		
	96	289,100	322,500	356,700	374,600		
等	97	290,000	323,300	357,100	375,200		
	98	290,800	323,600	357,500	375,700		
	99	291,500	324,200	358,000	376,200		
	100	292,400	324,900	358,400	376,700		
	101	293,200	325,300	358,900	377,300		
	102	294,000	325,900	359,300	377,800		
	103	294,800	326,500	359,800	378,300		
	104	295,600	327,200	360,200	378,700		
	105	296,300	327,600	360,600	379,300		
	106	296,800	328,100	361,100	379,800		
	107	297,300	328,600	361,500	380,300		
	108	297,900	329,100	361,900	380,800		
	109	298,100	329,500	362,400	381,400		
	110	298,400	329,900	362,900	381,900		
	111	298,600	330,200	363,400	382,400		
	112	299,000	330,500	363,900	382,900		
	113	299,300	330,900	364,400	383,500		
	114	299,500	331,400	364,900			

115	299,900	331,800	365,400			
116	300,200	332,100	365,800			
117	300,500	332,300	366,200			
118	300,800	332,600	366,600			
119	301,100	333,000	367,100			
120	301,500	333,200	367,600			
121	301,800	333,400	368,000			
122	302,200	333,700	368,500			
123	302,500	334,000	369,000			
124	302,900	334,300	369,500			
125	303,100	334,500	369,900			
126	303,300	334,800				
127	303,600	335,200				
128	304,000	335,400				
129	304,200	335,500				
130	304,500	335,800				
131	304,900	336,200				
132	305,300	336,500				
133	305,500	336,800				
134	305,800	337,200				
135	306,300	337,600				
136	306,600	338,000				
137	306,800	338,300				
138	307,100	338,700				
139	307,500	339,100				
140	307,800	339,500				
141	308,000	339,800				
142	308,400	340,200				
143	308,800	340,500				
144	309,100	340,900				
145	309,200	341,200				
146	309,500	341,600				
147	309,800	342,000				
148	310,200	342,400				
149	310,500	342,700				
150	310,700	343,100				
151	311,000	343,500				
152	311,300	343,900				
153	311,700	344,200				
154	311,900					
155	312,100					
156	312,400					
157	312,700					
158	313,000					
159	313,300					
160	313,600					
161	314,000					
162	314,300					
163	314,600					
164	314,900					
165	315,300					
166	315,600					
167	315,900					
168	316,200					
169	316,600					
再任用職員	239,500	260,300	267,600	278,100	294,700	332,700

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

（山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第2条 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）第11条第1項ただし書に規定する行政9級職員等に相当するものとして管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第7条第2項第1号中「含む」を「含む。以下同じ」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第7条の2第2項中「山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）」を「給与条例」に改める。

第19条第2項中「）又は」を「）、」に、「配偶者、」を「要介護者（配偶者、」に、「もの」を「ものをいう。以下この項において同じ。）」に、「ため、」を「ため、管理者が、その定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において」に、「）の」を「）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の」に改める。

（山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「給与条例」という。）第11条第1項ただし書に規定する行政9級職員等に相当するものとして管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第7条第2項第1号中「含む」を「含む。以下同じ」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項中「山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号）」を「給与条例」に改める。

第24条第2項中「）又は」を「）、」に、「配偶者、」を「要介護者（配偶者、」に、「もの」を「ものをいう。以下この項において同じ。）」に、「ため、」を「ため、管理者が、その定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において」に、「）の」を「）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

379,000	を	380,000	に改める。
428,000		429,000	

第5条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表給料月額欄の欄中「463,000」を「464,000」に改め、同条第2項の表中

第5条第1項の表給料月額欄の欄中

334,000	を	335,000	に改める。
371,000		372,000	

第6条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「企業局給与条例」という。）第19条第2項の改正規定及び第3条中山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「病院事業局給与条例」という。）第24条第2項の改正規定 平成29年1月1日

(2) 第1条中山形県職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第11条第1項にただし書を加える改正規定、同条第2項第2号の改正規定、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、同条第3項、第12条第1項各号列記以外の部分並びに同項第1号及び第2号の改正規定、同項第3号及び第4号を削る改正規定、同条第2項及び第3項の改正規定、同項に各号を加える改正規定並びに第21条第2項各号及び附則第22項の改正規定、第2条中企業局給与条例第7条第1項にただし書を加える改正規定、同条第2項第2号の改正規定、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定及び第7条の2第2項の改正規定、第3条中病院事業局給与条例第7条第1項にただし書を加える改正規定、同条第2項第2号の改正規定、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定及び第8条第3項の改正規定、第4条中一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第5条第2項の改正規定並びに第5条中一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第2項の改正規定 平成29年4月1日

2 第1条の規定（給与条例第9条の2第1項第1号及び第2号並びに別表第1から別表第6までの改正規定に限る。附則第7項において同じ。）による改正後の給与条例（同項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第4条の規定（任期付職員条例第5条第2項の改正規定を除く。附則第7項において同じ。）による改正後の任期付職員条例（同項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定（任期付研究員条例第6条第2項の改正規定を除く。附則第7項において同じ。）による改正後の任期付研究員条例（同項において「改正後の任期付研究員条例」という。）並びに次項から附則第5項までの規定は、平成28年4月1日（附則第6項において「適用日」という。）から適用する。

（平成28年12月に支給する勤勉手当）

- 3 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する給与条例第21条第2項及び附則第22項の規定の適用については、同条第2項第1号中「100分の77.5」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の107.5」と、同項第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の52.5」と、給与条例附則第22項中「100分の1.1625」とあるのは「100分の1.3125」と、「100分の1.4625」とあるのは「100分の1.6125」と、「100分の77.5」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の107.5」とする。

（平成28年12月に支給する特定任期付職員の期末手当）

- 4 平成28年12月に支給する期末手当に関する任期付職員条例第5条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の135」とあるのは「100分の155」とあるのは、「100分の120」とあるのは「100分の155」と、「100分の135」とあるのは「100分の160」とする。

（平成28年12月に支給する任期付研究員の期末手当）

- 5 平成28年12月に支給する期末手当に関する任期付研究員条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の135」とあるのは「100分の155」とあるのは、「100分の120」とあるのは「100分の155」と、「100分の135」とあるのは「100分の160」とする。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 6 適用日前に職務の級を異にして異動した職員等（給与条例第1条に規定する職員等をいう。以下この項において同じ。）及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員等の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 7 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例、附則第3項の規定による読替え後の給与条例、附則第4項の規定による読替え後の任期付職員条例又は附則第5項の規定による読替え後の任期付研究員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第4条の規定による改正前の任期付職員条例、第5条の規定による改正前の任期付研究員条例、附則第3項の規定による読替え前の給与条例、附則第4項の規定による読替え前の任期付職員条例又は附則第5項の規定による読替え前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の任期付研究員条例、附則第3項の規定による読替え後の給与条例、附則第4項の規定による読替え後の任期付職員条例又は附則第5項の規定による読替え後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 8 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の給与条例（以下この項から附則第10項までにおいて「改正後の給与条例」という。）第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員等（以下「行政8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員等に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に

第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員等（以下「行政8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員等に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員等が行政9級職員等以外の職員等となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政9級職員等以外の職員等から行政9級職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員等に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員等が行政9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

（平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 10 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与条例第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の給与条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「行政8級職員等」とあるのは「行政8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員等に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員等が行政9級職員等以外の職員等となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政9級職員等以外の職員等から行政9級職員等となつた職員等に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員等に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員等が行政9級職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行政8級職員等が行政8級職員等及び行政9級職員等」とあるのは「行政8级以上職員等が行政8级以上職員等」

と、同項第6号中「行政8級職員等及び行政9級職員等」とあるのは「行政8級以上職員等」と、「が行政8級職員等」とあるのは「が行政8級以上職員等」とする。

(委任)

- 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例（第2条及び第3条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は人事委員会規則で、第2条の規定の施行に関し必要な事項は企業管理者が、第3条の規定の施行に関し必要な事項は病院事業管理者が定める。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第58号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第455号を次のように改める。

(455) 削除

第2条第1項第455号の2中「道路交通法」を「道路交通法（昭和35年法律第105号）」に改め、同条第2項第1号の表イの項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「7,400円」を「7,050円」に改め、同条第2項第1号の2の表イの項中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「3,650円」を「4,050円」に、「6,650円」を「6,700円」に改め、同条第2項第2号の表中ハの項をニの項とし、ロの項をハの項とし、イの項をロの項とし、同項の前に次のように加える。

イ 準中型自動車免許に係る再試験	2,000円（道路交通法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,650円）
------------------	--

第2条第2項第5号の3中「又は第101条の4第2項」を「、第101条の4第2項又は第101条の7第1項」に改め、同項第8号の表イの項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準

中型自動車免許」に、

23,450円

を

23,100円

に改め、同表の付表イの項から

への項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考第1項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2,800円」を「2,450円」に改め、同備考第2項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同条第2項第10号の表イの項中「又は中型自動車免許」を

「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、

14,950円

を

14,600円

に改

め、同表の付表イの項からへの項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考第1項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2,850円」を「2,500円」に改め、同備考第2項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同条第2項第12号の表ニの項中

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習 1 時間について4,650円
-----------------------	-------------------

を

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習 1 時間について4,100円
準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習 1 時間について3,400円

に改め、同表ヌの項中

普通自動車免許に係る講習	講習 1 時間について2,050円
--------------	-------------------

を

準中型自動車免許に係る講習	講習 1 時間について2,150円
普通自動車免許に係る講習	講習 1 時間について2,050円

に改め、同表ヲの項を次のよう

に改める。

ヲ 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	4,650円
	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果	4,650円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条に定める基準に該当するも

果に基づいて行うものに限る。)	のにあつては、7,550円)
小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道路交通法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	5,650円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	2,000円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	2,000円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第39条に定める基準に該当するものにあつては、4,300円)
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	2,400円

第3条第9項中「介護支援専門員実務研修の実施に関する事務」を「同項に規定する研修事務」に、「介護支援専門員実務研修手数料」を「介護支援専門員実務研修手数料、介護支援専門員再研修手数料及び介護支援専門員更新研修手数料」に改める。

別表中「、パーキング・メーター作動手数料」を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成29年3月12日から施行する。ただし、第3条第9項の改正規定は公布の日から、第2条第1項第455号及び第455号の2並びに別表の改正規定は同月1日から施行する。

（経過措置）

- 次の各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第2条第2号に規定する限定が解除された者を除く。）に対する

改正後の第2条第2項の規定の適用については、同項第2号の表イの項中「2,000円」とあるのは「1,950円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「4,650円」とあるのは「2,850円」と、同条第2項第12号の表ヌの項中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。

- (1) 改正法附則第2条の規定により準中型自動車免許とみなされる改正法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の普通自動車免許を受けている者
 - (2) 改正法附則第5条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者
- 3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第49号）附則第17条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料については、改正後の第2条第2項第12号の表ヲの項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第59号

やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例

やまがた緑環境税条例（平成18年12月県条例第60号）の一部を次のように改正する。
附則第7項中「平成23年12月県条例第52号」を「平成28年12月県条例第59号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県誰もががんと知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例をここに公布する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第60号

山形県誰もががんと知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例

健康であることは、全ての人の願いであり、県民一人一人の幸福な人生を実現するための基本となるものである。

医療技術の進歩により、がんは克服できる疾病になりつつあるが、未だ、県民の疾病による死亡の最大の原因であり、高齢者のみならず、子供や働き盛りの者など、誰もが罹患する可能性があり、県民の生命や健康にとって重大な脅威となっている。

本県においては、がん検診の受診率は全国で最上位の水準を維持しているものの、胃がんによる死亡率が全国に比して高い状況が継続しているなど、県を挙げたがん対策の推進が求められている。

がん対策の推進に当たっては、がんの予防が重要であり、性別や年齢等を考慮した適切な普及啓発に基づき、県民ががんに対する正しい知識を得ることによって、健全な食生活等の健康的な生活習慣を取り入れ、がんの発生する要因を減らしていくことが必要である。併せて、がん検診及びその結果に基づく精密検査の受診率をさらに高めていくとともに、国の指針を踏まえたがん検診を実施していくことにより、がんの早期発見及び早期治療を推進し重症化を防ぐことも重要である。これに加えて、がんに対する社会全体の理解の増進を図り、がん患者やその家族に対するきめ細やかな対応ができる雰囲気づくりを進めるとともに、県民が等しく適切ながん医療を受けることができる体制の整備、がん登録及びがん研究の推進、就労支援等の環境づくりに積極的に取り組んでいく必要がある。

このような認識のもと、全ての県民が、がんを知り、がんを防ぎ、がん向き合い、がんと共に生きていくことができる社会の実現を目指し、本県における全ての主体がそれぞれの立場に応じて協

働し、総力を挙げてがん対策に取り組むため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命や健康にとって重大な脅威となっていることに鑑み、がん対策に関し、県の責務並びに市町村、保健医療福祉関係者（がんの予防、がん検診、がんに係る医療（以下「がん医療」という。）又はがん患者に対する介護その他の福祉サービス（以下「介護等」という。）に従事する者及びその実施機関をいう。以下同じ。）、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、もって、県民が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（県の責務）

第2条 県は、国、市町村、保健医療福祉関係者その他の関係機関と連携を図りつつ、本県の特성에応じたがん対策に関する総合的な施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

（市町村の役割）

第3条 市町村は、県、保健医療福祉関係者その他の関係機関と連携を図りつつ、その地域の実情に応じたがんの予防、がん検診の受診率の向上等のがん対策の推進に努めるものとする。

2 市町村は、県が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（保健医療福祉関係者の役割）

第4条 保健医療福祉関係者は、がんの予防、がんの早期発見、がん医療及びがん患者に対する介護等を推進するために必要な知識や技能の向上に努めるとともに、県、市町村その他の関係機関と連携を図りながら、がんに関する啓発及び知識の普及、がん患者及びその家族（以下「がん患者等」という。）が必要とする情報の積極的な提供、精度の高いがん検診の実施並びにがん患者等の意向を十分に尊重した良質かつ適切な医療及び介護等の提供に努めるものとする。

2 保健医療福祉関係者は、県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、がんに関する正しい知識を持ち、主体的にがんの予防に取り組むとともに、がんを早期に発見するため、がん検診を積極的に受診するよう努めるものとする。

2 県民は、がん及びがん患者等についての理解を深め、がんと共に生きていくことができる社会の実現に向けた施策の推進に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができるよう、従業員に対するがん検診の受診の勧奨、がんに関する教育の実施等に努めるとともに、従業員のがん検診を受ける機会の確保について適切な配慮を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、がん患者等が置かれた状況を十分に理解し、従業員又はその家族ががんを罹患した場合においても、従業員が働きながら治療を受け、若しくは療養し、又は看護し、若しくは介護することができる環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（がんの予防及び早期発見の推進）

第7条 県は、がんの予防及び早期発見に資するため、市町村、保健医療福祉関係者、教育機関その他の関係機関と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 喫煙、飲酒等の生活習慣が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症等がんに関する理解及び関心を深めるための普及啓発

(2) 受動喫煙を防止するための社会環境の整備

(3) がん検診の受診率の向上及び人間ドック（健康の保持増進を目的に実施する総合的健康診断をいう。）の定期的な受診の推進のための普及啓発

(4) がん検診に携わる保健医療福祉関係者の資質の向上のための研修の実施

(5) 精度がより高い検査手法及びがんの予防に結び付く検査の導入の推進のための施策

(6) 前各号に掲げるもののほか、がんの予防及び早期発見のために必要な施策
(健康的な食生活の推進)

第8条 前条に定めるもののほか、県は、がんの予防において、食生活が果たす役割の重要性に鑑み、県民の健康的な食生活を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がんと食生活との関係についての正しい知識の普及啓発
- (2) 食に関する適切な習慣を身につけるための普及啓発
- (3) 前2号に掲げるもののほか、健康的な食生活を実践するために必要な施策
(教育の推進)

第9条 県は、市町村、教育機関その他の関係機関と連携し、学校その他の教育機関において児童及び生徒ががんに関する理解を深めるため、その年齢に応じた教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(女性特有のがんに係る対策の推進)

第10条 県は、女性に特有のがんに係る対策を推進するため、市町村、保健医療福祉関係者その他の関係機関と連携し、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 女性に特有のがんに罹患しやすい年齢等を考慮した女性に特有のがんの予防に関する正しい知識の普及啓発
- (2) 女性に特有のがんに係るがん検診の受診率の向上を図るための施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、女性に特有のがんに係る対策を推進するために必要な施策
(がん医療の充実)

第11条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療が提供されるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がん診療連携拠点病院等（厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院並びに県が指定する山形県がん診療連携指定病院をいう。以下同じ。）の整備及び機能の強化の促進
- (2) がん診療連携拠点病院等、その他の医療機関及び研究機関の間における連携及び情報共有の協力体制の整備
- (3) 小児がん及び希少がんに関する対策を推進するための広域的な連携及び協力体制の構築
- (4) 重粒子線治療等高度で先進的ながん治療の推進のための施策並びに広域的な連携及び協力体制の構築
- (5) チーム医療（多種多様な医療従事者が、各職種の専門性を生かしつつ、互いに連携し、及び補完し合いながら医療を提供することをいう。）の推進のための施策
- (6) 医科及び歯科の連携による口腔機能管理の推進並びにリハビリテーションの推進によるがん患者の生活の質の向上のための施策
- (7) 手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保
- (8) 前各号に掲げるもののほか、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするとともに、より質の高いがん医療を提供するために必要な施策
(緩和ケアの充実)

第12条 県は、がん患者等に対する緩和ケア（身体的又は精神的な苦痛の緩和、社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、介護、相談その他の行為をいう。以下この条において同じ。）の充実を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がんと診断された時からがん患者の状態に応じた緩和ケアを活用することによる生活の質の向上等の緩和ケアの有効性を広く県民に周知し理解を深めるための広報及び緩和ケアに関する研修会の開催等の普及啓発に関する施策
- (2) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者等の育成及び確保に関する施策

(3) がん患者等に対する緩和ケアを、通院、入院、又は在宅のいずれの段階でも切れ目なく提供することができるようにするための連携体制の強化

(4) 前3号に掲げるもののほか、がん患者等に対する緩和ケアの充実のために必要な施策
(在宅医療等の推進)

第13条 県は、がん患者が在宅で適切な医療を選択し、安心して生活できるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 在宅でのがん医療及び介護等の提供のための病院、診療所、訪問看護事業所、薬局、居宅介護支援事業所等の間の地域内における連携及び協力体制の整備及び強化

(2) 在宅でのがん医療及び介護等に携わる人材の育成及び確保に関する施策

(3) 在宅でのがん医療及び介護等を受けることに関する正しい知識及び情報の普及

(4) 前3号に掲げるもののほか、在宅での適切ながん医療を選択できるようにするために必要な施策

(がんに関する情報の収集及び提供)

第14条 県は、市町村、保健医療福祉関係者その他の関係機関と連携し、がん対策に資する情報を収集し、整理し、及び分析するとともに、がん患者等及びその他の県民に対し、がん医療、がんに関する相談窓口及びがん患者の療養生活に関する情報その他のがんに関する必要な情報をインターネットその他の広報媒体により提供するものとする。

(がん患者等への相談支援体制の整備等)

第15条 県は、がん患者の療養生活の質を維持向上させるとともに、がん患者等の社会生活上の不安等を緩和するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) がん患者等に対するピアサポート（がん患者及びがん経験者（がんに罹患した経験を有する者をいう。以下同じ。）によるがん患者等に対する相談支援の取組みをいう。）を含む相談支援体制の整備の促進

(2) がん患者がセカンドオピニオン（主治医以外の医師による助言をいう。）を受けやすい環境の整備の促進

(3) がん患者等が交流する場の提供に対する支援

(4) 前3号に掲げるもののほか、がん患者等への相談支援体制の整備のために必要な施策
(就労の支援)

第16条 県は、がん患者及びがん経験者が就労を継続することができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) がんの治療と就労との両立に関する理解を深めるための事業者その他県民への啓発

(2) がん診療連携拠点病院等その他関係機関と連携した就労に関する相談支援体制の整備の促進

(3) 前2号に掲げるもののほか、がん患者及びがん経験者の就労の支援のために必要な施策

(学業と治療との両立)

第17条 県は、市町村、医療機関、教育機関その他の関係機関と連携し、児童及び生徒であるがん患者が教育と適切な治療とのいずれをも継続的かつ円滑に受けることができるよう、環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(がん登録の推進)

第18条 県は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）に基づくがん登録（同法第2条第2項に規定する「がん登録」をいう。）が推進され、これにより得られた情報が有効に活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(がんに係る研究の推進)

第19条 県は、がんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他の研究を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(県民運動の推進)

第20条 県は、関係機関と広く連携し、県民のがんに対する正しい理解及び関心を深め、がん検診の積極的な受診を促進するため、がん検診推進強化月間を設ける。

2 県は、前項の期間中に、その趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

（がん対策の推進体制の整備）

第21条 県は、がん対策に関する総合的な施策を策定し、計画的に推進するため、体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第22条 県は、がん対策の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例をここに公布する。

平成28年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第61号

山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 県民総参加の森林資源の活用による地域活性化

第1節 林業及び木材産業の振興に関する施策等（第11条—第18条）

第2節 森林資源の活用の促進に関する施策（第19条—第22条）

附則

県土の約7割を占める森林は、日本一の面積を誇るブナの天然林など美しい景観を形成するとともに、本県の豊かさの源となってきた。金山杉、西山杉等の銘木に代表される木材、山菜、きのこなどの林産物のほか、自然との触れ合いの機会や保健休養の場を人々にもたらした。また、水を蓄える水源涵養機能や山地災害などを防止する県土保全機能のほか、二酸化炭素を吸収する地球温暖化防止機能など、森林の公益的機能は、人々の暮らしに欠かせない役割を担ってきた。

森の恵みは、海の恵みにもつながっている。森に堆積した腐葉土から溶け出した養分を含む水は、清冽なしづきをあげながら溪流となって駆け下り、里を潤し、最上川や赤川などに集まって米どころ庄内平野を巡り、日本海に流れ込む。森は多様な生態系を育み、豊かな海を形づくった。

豊かな森の恵みは、人々の暮らしを支え、守り、食や文化の源となった。森の恵みへの感謝と自然に対する畏敬の念は、置賜地域に多く見られる草木塔に表れており、自然と共生する文化が受け継がれてきた。

林業及び木材産業は、木材の生産と利用を通して、豊かな森林を育て、守る大きな役割を果たしてきた。長い時間をかけて育てた木々を伐採して加工し、流通させる一方で、伐採の跡地には再び植栽し、森林を整備し、森林資源の循環利用を行いながら、地域の経済を支えてきた。

しかし、長期に渡る木材価格の低迷により、森林所有者の経営意欲が低下し、適切な森林施策が行われなくなり、荒廃のおそれのある森林が増加している。こうした林業及び木材産業の厳しい状況は、森林資源の循環利用を停滞させ、地域経済に影響を与え、地域の雇用は減少した。

このような状況で、県、市町村、森林所有者、事業者及び県民が一体となって、豊かな森林資源を積極的に活用することにより、森林資源の循環利用を再び強く推し進めることは、地域の活性化のために大変重要である。自然と共生しながら森の恵みを活用することで地域の食や文化など暮らしの豊かさを享受してきた本県の来し方に学ぶとともに、新たな価値を創造し、地域の活力を取り戻さなければならない。

ここに、県民総参加で豊かな森林資源を活用する取組を推進することにより、先人から受け継いできた森林を健全な姿で次の世代につなぎ、活力ある社会を実現することを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本県の豊かな森林資源を活用した地域の活性化に関し、基本理念を定め、県、森林所有者、林業事業者及び木材産業事業者の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定め、県民の総参加による森林資源の活用を推進することにより、林業及び木材産業の振興並びに森林の保全を図り、もって雇用を創出し、地域を活性化することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者（国及び市町村を除く。）をいう。
- (2) 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林の施業をいう。以下同じ。）の事業を行う者をいう。
- (3) 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業（以下「木材産業」という。）を行う者をいう。
- (4) 森林の有する多面的機能 林産物の供給、水源の涵養、^{かん}県土の保全、公衆の保健、自然環境の保全、地球温暖化の防止等の多面にわたる機能をいう。
- (5) 建築関係事業者 建築物の設計又は建築工事の施工の事業を行う者をいう。
- (6) 県産木材 県内で生産された木材（県内の森林に由来するものに限る。）をいう。
- (7) 観光関係事業者等 旅行業、宿泊業、飲食業、運輸業その他の観光に関する事業を行う者並びにこれらの者で組織される団体及び観光振興を目的として組織される団体をいう。
- (8) 再造林 人工林の伐採跡地において、再び苗木を植栽する等の方法で森林を造成することをいう。
- (9) 未利用間伐材等 間伐により得られた木材、端材等のうち、建築材料、工作物等の資材としての利用、パルプ、紙等の製品の原材料としての利用等に供されておらず、かつ、供される見込みのないものをいう。
- (10) 木質バイオマス 動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭を除く。）のうち木に由来するものをいう。
- (11) 特用林産物 山菜、きのこ等の林産物のうち、木材（桐材を除く。）を除いたものをいう。

(基本理念)

第3条 本県の豊かな森林資源を活用した地域の活性化は、長期的な展望に立ち、森林の有する多面的機能の維持との調和に留意しながら、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他の事業者及び県民の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下、将来にわたり継続的に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本県の豊かな森林資源を活用した地域の活性化に関する施策を策定し、及び総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図るものとする。

(森林所有者の責務)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるように、その所有する森林の適正な整備及び保全に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(林業事業者の責務)

第6条 林業事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、森林の適正な整備及び保全並びに林業の振興に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（木材産業事業者の責務）

第7条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、その事業活動における県産木材の利用及び木材産業の振興に積極的に取り組むよう努めるものとする。

（県民等の役割）

第8条 県民及び事業者（第2条第2号及び第3号に掲げる者を除く。第14条第1項において同じ。）は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、森林の有する多面的機能の重要性及び森林資源の活用が地域の活性化につながるることについて理解を深め、森林資源を率先して利用するよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第9条 県は、豊かな森林資源を活用した地域の活性化に関する施策を推進するため、国、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、観光関係事業者等その他の関係者が、意見を交換し、及び相互に協力するための体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第10条 県は、豊かな森林資源を活用した地域の活性化に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 県民総参加の森林資源の活用による地域活性化

第1節 林業及び木材産業の振興に関する施策等

（県産木材の安定供給の推進）

第11条 県は、県産木材の安定供給を推進するため、森林の適正な整備及び保全の実施に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県産木材の生産体制を強化するため、森林の境界の明確化、路網の計画的な整備、高性能林業機械（2以上の作業を一の工程の中で行うことができる林業機械をいう。）の導入及び森林施業の集約化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、林業事業者が森林所有者相互の森林施業に関する合意形成の仲介、林業経営に関する計画の提案等により県産木材の安定供給の推進に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（再造林の推進）

第12条 県は、森林資源の再生産を確保し、森林資源を持続的に活用していくため、再造林の実施に必要な施策を講ずるものとする。

2 森林所有者及び事業者は、前項の県の施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

（県産木材の加工流通体制の強化）

第13条 県は、県産木材の加工及び流通の体制の強化を図るため、県産木材の加工及び流通に係る施設の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、木材産業の健全な発展を図ることにより県産木材の安定供給を確保するため、県産木材の需要の拡大のために必要な施策を講ずるものとする。

3 木材産業事業者は、認証制度の利用等により品質及び性能が明確にされた県産木材の供給に努めるものとする。

（県産木材の率先利用）

第14条 県は、県民及び事業者が、その日常生活及び事業活動において県産木材又は県産木材を用いた家具及び日用品を率先して利用するようにするために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県が整備する建築物及び県の調達に係る土木工事等において、県産木材を率先して利用するよう努めるものとする。

3 建築関係事業者は、建築物における県産木材の利用を促進するため、その事業活動を通じて、県が実施する県産木材の利用促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 県は、市町村が実施する県産木材又は県産木材を用いた家具及び日用品の率先利用に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（未利用間伐材等の有効利用の促進）

第15条 県は、未利用間伐材等の有効利用を促進するため、木質バイオマスの利用（熱源としての利用又はエネルギー源としての利用をいう。）又は当該利用のための加工に係る施設の整備、木質バイオマスの熱源としての利用又は新分野における利用の推進に資する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第16条 県は、森林資源の再生産を確保し、及び森林資源の効率的な活用を推進するため、研究開発の推進、その成果の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県産木材の利用に関する事業者の研究開発を促進するため、国、大学その他の試験研究機関との連携、事業者への試験研究機関に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、県産木材を用いた製品及び県産木材の加工技術の開発を促進するため、新たな製品及び加工技術に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成）

第17条 県は、林業を支える人材を確保し、及び育成するため、林業の魅力の発信、林業に係る教育、資格及び研修制度の充実、林業従事者の労働条件の向上の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 林業事業者は、前項の県の施策に協力し、その従業員を育成し、及び労働条件を向上するよう努めるものとする。

3 県は、県産木材の利用を促進するため、県産木材の生産、加工、流通、活用等の幅広い知識を有する人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

（林工連携等の推進）

第18条 県は、林工連携等（林業事業者及び木材産業事業者とその他の事業者との連携による新たな技術、製品又はサービスの開発をいう。）の推進により新たな木材の需要を喚起し、雇用の創出を図るため、異なる業種に属する事業者同士の交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 森林資源の活用の促進に関する施策

（特用林産物の振興等）

第19条 県は、特用林産物の生産を振興するため、生産体制の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、特用林産物の消費を拡大するため、特用林産物に係る6次産業化（生産から加工及び流通までを総合的かつ一体的に行うことにより、新たな付加価値を生み出すことをいう。）の促進、流通体制の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

（魅力ある地域づくりの促進）

第20条 県は、森林資源を活用した魅力ある地域づくりを促進するため、森林資源を活用した都市と農山漁村との間の交流、森林資源に関する地域文化の継承、県産木材を利用した木造建築物による景観の形成及び森林の良好な景観、癒しの効果等の観光資源としての活用の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（森林環境教育の推進）

第21条 県は、県民が森林の有する多面的機能及び木材の利用の意義について理解と関心を深めることができるよう、森林環境に関する教育（木育（木の良さ及びその利用の意義を啓発する活動をいう。）を含む。）の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（参加意識の醸成）

第22条 県は、豊かな森林資源の活用により地域を活性化する取組への参加に関する県民の意識を醸成するため、豊かな森林資源を活用した地域の活性化に関する普及啓発、森林及び木造建築物を身近に感じることでできる機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。